

京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日条例第176号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い，京都市立高等学校の授業料を徴収することとしました。

この条例は，平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第174号

京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例の一部を改正する条例

京都市立学校保育料，入園料及び入学料徴収条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立学校保育料等徴収条例

第1条第2項を次のように改める。

2 高等学校の授業料及び入学料の額は，別表のとおりとする。

第2条第1項本文中「保育料は，」を「保育料にあつては」に改め，「各月」の右に「，授業料にあつては別表に掲げる授業料の額を12で除して得た金額を各月」を加え，同条第2項を同条第4項とし，同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず，高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「法」という。）第4条に規定する認定を申請している者（以下「申請者」という。）及び当該認定を受けている者（法第9条の規定により高等学校等就学支援金の支払を一時差し止められている者を除く。）については，市長が定める日までの間，市長が定める額の授業料の徴収を猶予する。

3 申請者のうち，法第4条の規定による申請を取り下げたもの又は同条に規定する認定を受けることのできなかつたものについては，前項の規定により徴収を猶予していた授業料を市長が定める日までに納入しなければならない。

第3条及び第4条を次のように改める。

（中途入園者等に係る保育料）

第3条 月の中途において入園し，退園し，転園し，休園し，又は復園した者は，当該月に係る保育料を納入しなければならない。

2 月の全期間を休園した者については，当該月に係る保育料は，徴収しない。

（中途入学者等に係る授業料）

第4条 月の中途において入学し，若しくは復学し，又は月の全期間を休学した者については，当該月に係る授業料は，徴収しない。

2 月の中途において退学し，転学し，又は休学した者は，当該月に係る授業料を納入し

なければならない。

第6条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、授業料を滞納した者に対し、出席の停止又は退学を命じることができる。

第7条中「保育料」の右に「，授業料」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第1条及び第2条関係)

区 分		授 業 料 (年 額)	入 学 料
全 日 制		118,800 ^円	5,650 ^円
定 時 制	全 単 位	15,000	980
	1単位につき	900	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に高等学校に入学した者に係る授業料は、徴収しない。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)